

8. 新たな形態の取引に関する取組み (SNS個人間融資・ファクタリング)

参考資料

2020年6月22日

金融庁



#個人間融資に 要注意！



SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う

「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、
貸金業法の規定に抵触する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「貸金業」に該当します。
※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
- 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘することに該当するおそれがあります。
⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、罰則の対象です。

〔 貸金業の無登録営業:10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金
無登録業者による勧誘:2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 〕



個人間融資を利用しようと思っている方へ

- 個人を装ったヤミ金融業者により違法な高金利での貸付けが行われる
- 個人情報が悪用されるなどして、犯罪被害やトラブルに巻き込まれる
などの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間:平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811(IP電話からの場合)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188(消費者ホットライン)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861(IP電話からの場合)

警察

■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

2020年4月9日公表
ありません

給与の買取りをうたつた 違法なヤミ金融に ご注意ください！



「給与ファクタリング」などと称して、個人の賃金債権を
買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、
貸金業に該当します※。

**貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法な
ヤミ金融業者です。**

<貸金業登録の有無は、[金融庁WEBサイト\(登録貸金業者情報検索サービス\)](#)から検索できます。>

～「給与ファクタリング」に関する被害事例～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

あなたの**生活が破綻するおそれがあります！**
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください

※貸金業該当性に係る考え方の概要

労働者が賃金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならず、賃金債権の譲受人は、自ら使用者（労働者の勤務先等）に対してその支払を求めるることは許されないと解されているため、上記の業務においては、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。

そのため、上記の業務は、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、貸金業に該当すると考えられます。（詳細は金融庁WEBサイト「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に係る「照会」及び「回答」をご参照願います。）

悪質な業者の被害や債務に関する相談窓口

金融庁 金融サービス利用者相談室

（受付時間：平日10:00～17:00）

■[0570-016811](tel:0570-016811)

[03-5251-6811](tel:03-5251-6811) (IP電話からの場合)

多重債務相談窓口連絡先

財務局、都道府県等の相談機関の連絡先は二次元バーコードの
[リンク先](#)から確認できます。



日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■[0570-051051](tel:0570-051051)

[03-5739-3861](tel:03-5739-3861) (IP電話からの場合)

警察

■[#9110](tel:#9110) (各都道府県警察相談ダイヤル)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■[188](tel:188) (消費者ホットライン)

2020年3月6日公表



金融庁における法令解釈に係る照会

令和2年2月28日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令及び具体的な論点

(1) 法令の条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項

(2) 論点

業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと（以下「本件業務」という。）は、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当するかどうか。

2 照会に関する照会者の見解及び根拠

(1) 貸金業法の規定

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け」とは、金銭の交付及び返還の約束があるものと考えられている（注1）。また、同項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付」とは、手形割引や売渡担保など、金銭消費貸借とその法的性質は異なるものの、経済的に貸付けと同様の機能を有するものをいうと考えられている（注2）。

（注1）第198回通常国会参議院予算委員会（H31.3.25）における金融庁監督局長答弁要旨。

（注2）上柳敏郎・大森泰人編著「逐条解説 貸金業法」52頁（商事法務 2008年）

(2) 賃金債権の譲渡について

賃金債権については、労働基準法第24条第1項において「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」とされているところ、最高裁判所昭和43年3月12日判決によると、労働者が賃金債権を他に譲渡した場合においても、使用者は直接当該労働者に支払わなければならず、譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めるることは許されないと考えられている。

(3) 見解

本件業務において、賃金債権の譲受人は、当該債権の回収に当たって、上記2(2)のとおり労働基準法第24条第1項の規定により、直接使用者に支払い請求することはできず、常に労働者に対して支払いを請求することとなる。

よって、本件業務は、金銭消費貸借そのものではないものの、実体として譲受人から労働者への金銭の交付及び労働者から譲受人への金銭の返還が常に予定されているものであり、また、その他の回収方法の余地がないという点で、経済的に貸付けと同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法第2条第1項の「貸金業」に該当するものと考える。

以上

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

令和2年3月5日

（照会者名） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

令和2年2月28日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権について、労働者が賃金の支払を受ける前にそれを他に譲渡した場合においても、その支払については労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならず、したがって、その賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めるることは許されないとの同法の解釈を前提とすると、照会に係るスキーム（個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと。）においては、いかなる場合であっても賃金債権の譲受人が自ら使用者に対してその支払を求ることはできず、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求ることとなると考えられる。

そのため、照会に係るスキームにおいては、賃金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると考えられる。

したがって、照会に係るスキームを業として行うものは、同項の「貸金業」に該当すると考えられる。

～経営者の皆様～

その資金調達 大丈夫ですか？

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して
資金を調達する「ファクタリング」を装って、
貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な
貸付けを行っている事案が確認されています。



被害が疑われる事例



- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 謲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

ご連絡・お問い合わせ先

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■0570-016811

03-5251-6811(IP電話からの場合)

各財務局の貸金業者に関するお問い合わせ先

北海道財務局 金融監督第3課

■011-709-2311(代)

関東財務局 金融監督第5課

■048-600-1151

北陸財務局 金融監督第2課

■076-292-7854

中国財務局 金融監督第3課

■082-221-9221(代)

福岡財務支局 金融監督第3課

■092-411-5088

沖縄総合事務局 金融監督課

■098-866-0095

東北財務局 金融監督第3課

■022-263-1111(代)

東海財務局 金融監督第4課

■052-951-2995

近畿財務局 金融監督第4課

■06-6949-6520

四国財務局 金融監督第2課

■087-811-7780(代)

九州財務局 金融監督第3課

■096-206-9763

警察

■#9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861(IP電話からの場合)

資金繰りに関する相談先

北海道経済産業局 中小企業課

■011-709-1783

関東経済産業局 中小企業課／中小企業金融課

■048-600-0323／048-600-0425

中部経済産業局 中小企業課

■052-951-2748

中国経済産業局 中小企業課

■082-224-5661

九州経済産業局 中小企業課

■092-482-5447

東北経済産業局 中小企業課

■022-221-4922

近畿経済産業局 中小企業課

■06-6966-6023

四国経済産業局 中小企業課

■087-811-8529

沖縄総合事務局 中小企業課

■098-866-1755

～経営者の皆様～ その資金調達 大丈夫ですか？

- 企業が、売掛債権等を譲渡して資金を調達する
ファクタリングにおいて、高額な手数料を支払う
契約を締結した場合、かえって資金繰りが悪化し、
多重債務に陥る危険性がありますので、十分
注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている
事業者の皆様の**資金繰り支援**につきましては、
下記の窓口までご相談ください。

- ◆ 金融機関との融資に関するやりとりの疑問点や政府の資金繰り
支援策の内容についてのご相談先
 - 金融庁相談ダイヤル:0120-156-811
- ◆ 資金繰りについてのご相談先
 - 日本政策金融公庫 :0120-154-505
 - 商工組合中央金庫 :0120-542-711
 - 日本政策投資銀行 :0120-598-600

(支援内容の詳細は**財務省**や**経済産業省**の特設ウェブサイトもご参照願います)

※ファクタリングを装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている
事案が確認されています。あやしいと感じた場合は、裏面の「あやしい業者に関する相談窓口」までご連絡願います。

裏面の相談窓口もご参照ください。

ご連絡・お問い合わせ先

財務局の相談窓口

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ■北海道財務局 011-729-0177 | ■中国財務局 0120-99-0028 |
| ■東北財務局 0120-917-993 | ■四国財務局 087-811-7803 |
| ■関東財務局 048-615-1779 | ■九州財務局 096-353-6352 |
| ■北陸財務局 076-208-6711 | ■福岡財務支局 092-433-8066 |
| ■東海財務局 052-687-1887 | ■沖縄総合事務局 098-866-0095 |
| ■近畿財務局 06-6949-6530 | |

中小企業庁の相談窓口

中小企業 金融・給付金窓口(受付時間:平日・休日9:00~17:00)

- 0570-783183

銀行協会等の中小企業向け融資に関する相談窓口

- | |
|---|
| ■全国銀行協会 050-3385-6091 (受付時間:平日9:00~12:00、13:00~17:00) |
| ■全国信用金庫協会 03-3517-5825 (受付時間:平日9:00~17:00) |
| ■全国信用組合中央協会 03-3567-2456 (受付時間:平日9:00~17:00) |

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間:平日10:00~17:00

- 0570-016811

03-5251-6811(IP電話からの場合)

警察

- #9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

- 0570-051051

03-5739-3861(IP電話からの場合)